

## 第96回定時総代会議案

<b>報告事項</b>	I. 平成29年度事業報告の件……………	1頁
	II. 平成29年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件……………	30頁
	III. 相互会社制度運営報告の件……………	42頁
 <b>決議事項</b>		
<b>第1号議案</b>	平成29年度剰余金処分案承認の件……………	46頁
<b>第2号議案</b>	社員配当準備金分配の件……………	47頁
<b>第3号議案</b>	総代候補者選考委員11名選任の件……………	58頁
<b>第4号議案</b>	取締役11名選任の件……………	60頁

(添付書類)

報告事項 I. 平成29年度事業報告の件

平成29年度  $\left[ \begin{array}{l} \text{平成29年4月1日から} \\ \text{平成30年3月31日まで} \end{array} \right]$  事業報告書

## 1. 保険会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当社は生命保険業免許にもとづき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

[経済情勢と業界動向]

平成29年度のがわが国経済は、緩やかな回復が続きました。堅調な海外需要を反映して輸出は増加傾向を維持し、好調な企業収益を背景に設備投資の伸びは拡大しました。また、良好な雇用環境のもとで個人消費は底堅く推移しました。こうした内外需の動向を反映して生産活動は堅調に推移しました。海外経済については、米国は個人消費や設備投資などの内需を中心に回復基調を維持し、欧州も世界経済の回復を受けた輸出の増加などにより緩やかに回復しました。新興国経済については、中国が底堅い個人消費に加えインフラ投資などの財政支出拡大もあって安定した成長を続け、その他の新興国も持ち直しの動きが続きました。こうしたなか、金融政策については、米国ではFRBが3度の利上げを実施し、10月からは保有債券の償還再投資を段階的に縮小するなど金融政策の正常化を進め、欧州ではECBが量的緩和政策を継続しつつも、同月に月毎の資産買入額の縮小を決定しました。一方、日本では国債買入額の減少などにより金融政策変更の思惑が高まる局面はあったものの、2%の物価安定目標の達成が見通せないなか、日本銀行は10年国債利回りをゼロ%程度に誘導するイールドカーブ・コントロールを継続しました。

金融資本市場については、世界経済が好調となった一方でインフレ率が低水準にとどまったことなどにより長期金利の上昇が抑制され、株価は好調な企業収益を背景に上昇するなど安定的に推移しました。しかし、2月以降は米国の景気刺激策を受けたインフレ加速への懸念や保護主義的な政策への警戒感などから不安定な動きとなりました。長期金利の指標となる10年国債利回りは、北朝鮮情勢に対する懸念の高まりや欧米金利の動向などに

左右されつつも、日本銀行のイールドカーブ・コントロールにより概ね0～0.1%の低位の狭いレンジで推移し、0.045%で期末を迎えました。為替レートについては、対ドルでは、当初、110円台前半を中心としたレンジで推移していたものの、2月以降は米国の財政悪化懸念や保護主義的な政策への警戒感などからドル安が進行し、期末は前年度末比約6円の円高となる106円台となりました。対ユーロでは、反EU勢力の台頭への懸念がフランス大統領選挙などを経て後退したことに加え、ECBが量的緩和政策の縮小を決定したこともあって、期末は130円台と前年度末比約11円の円安・ユーロ高となりました。株価については、1月には日経平均株価で約26年ぶりとなる2万4千円台まで上昇しましたが、2月には米国のインフレ加速への懸念を背景とした長期金利上昇を契機に米国の株価が急落したことを受けて下落に転じました。その後も米国の保護主義的な通商政策の発表や円高・ドル安の進行によって軟調に推移したものの、好調な企業収益や日本銀行によるETF（上場投資信託）の買入れが下支えとなり、前年度末を約2千5百円上回る21,454円で期末を迎えました。

生命保険業界においては、長寿リスクに備える商品や健康増進型の商品などの新たなニーズに対応した商品の開発が進められたほか、引き続き第三分野商品に注力する動きが見られております。また、販売チャネル面では、営業職員チャネル、金融機関窓口販売に加えて乗合募集代理店やダイレクトチャネルなど多様化が図られており、お客さまとの接点の拡大に向けた様々な取組みが推進されております。

一方で、超低金利環境の長期化を受けて、保険販売面においては、4月の標準利率改定にともない貯蓄性商品で予定利率が見直されたことによる販売件数の減少が見られたほか、一部の会社では新たに外貨建商品の取扱いが開始されております。資産運用面においては、前年度に引き続き外国債券に優先的に資金を振り向ける動きが見られました。また、健全性の維持や企業価値の向上を図るべく、ERM（統合的リスク管理）の高度化に向けた取組みも行われました。

平成29年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が金融庁より示されて以後、各社において、この原則を踏まえた運営方針が策定されました。その後、顧客本位の業務運営に係る取組みの進捗状況や定着度合いを評価する成果指標（KPI）を公表する会社も出てきております。

5月には、改訂版「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉」が金融庁より公表され、運用機関において利益相反防止に向けた取組み・ガバナンス体制の整備や議決権行使結果の公表の充実などが図られております。

2月には、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が金融庁より公表されました。平成31年に予定されているFATF（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査を見据え、生命保険業界においてもさらなる態勢強化が求められております。

平成30年4月に標準生命表が11年ぶりに改定されることにともない、保険料率の見直しや、改定前の契約者に対する配当還元を検討するなどの動きが見られました。

## 〔事業の経過〕

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』にもとづき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点として、経営及び業務遂行に努めました。金融庁の掲げる「顧客本位の業務運営」とは、これまで当社が取り組んでまいりました「お客さま基点」そのものであると考えております。「お客さま基点」のもと、あらためてお客さま本位の業務運営に係る考え方を整理し、「『お客さま基点』の業務運営方針」を策定するとともに、その取組内容を6月に公表しました。また、お客さま基点を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が今後も継続すると見込まれるなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組んでおります。

### ① 中期経営計画

今年度は、平成28年度から30年度にかけての中期経営計画の2年目となります。

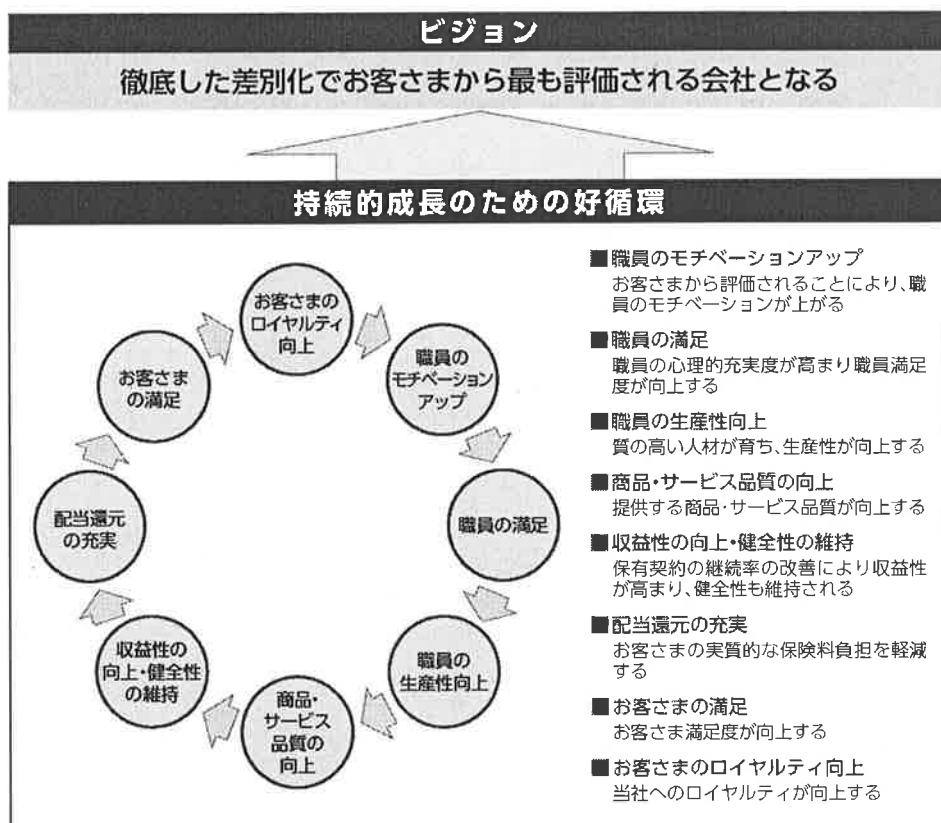
「最大たらんよりは最優たれ」をDNAとする当社においては、質を重視した経営の差別化を実践してきており、今回の中期経営計画においても「業務プロセスの質」や「職員一人ひとりの意識」を高めていくことを目指しております。こうした取組みにより、会社の質を向上させることができれば、結果として各種業績の向上につながるものと考えております。

中期経営計画のビジョンは、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」としております。このビジョンは、お客さまに当社ならではのサービスや経験を創り出し、ご提供することにより、「お客さま基点」をより高いレベルで実現させ、「最も評価される」ことが当社の在りたい姿であるということを示しております。そのうえで、このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」を作り上げることを目指しております。

具体的には、「お客さま満足度の向上」を最重要課題と位置付け、その実現に向け、本社各部門では「営業職員チャネルの強化」「経営基盤の構築」「差別化を実践できる人づくり」の категория 別に策定したアクションプランを、各支社ではお客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計委員会」において策定したアクションプランを、それぞれ実行しております。あわせて、「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として全職員を対象とした研修を行う、「お客

さま基点活動」を実施しております。「お客さま基点」を価値観として行動できる人材を育成することが当社の目指す「差別化」につながり、結果としてお客さま満足度の向上につながっていくものと考えております。

全社確認指標である「他者加入推奨意向」については進展が見られるもののビジョンの実現に向けてはまだ道半ばであり、中期経営計画の最終年度においても役職員が一丸となり一層努力してまいります。



## ② 保険販売及びお客さまサービス

保険販売については、地域に密着してFace to Faceの活動をしていくという考えのもと、当社では営業職員チャネルを、子会社であるフコクしんらい生命では信用金庫などにおける金融機関窓口販売を中心とした募集代理店チャネルを展開しております。

当社においては、従前より一人でも多くの方々にお客さまとなっていただくという「お客さま純増」の方針のもと、お客さま一人ひとりのニーズに沿った保険の設計・提案により満足してご契約いただくとともにアフターサービスを充実させ、安心して契約をご継続いただけるよう、お客さまアドバイザーによる対面販売の体制強化を推進しました。

お客さまアドバイザーの育成面では、研修・教育制度の充実、ファイナンシャル・プランナー資格の取得促進などを通じて知識とスキルの強化を図り、ご契約から保険金・給付金のお支払いに至るまで、お客さまのさまざまなご要望やご相談にお応えできるような信頼される人材の育成に注力しました。

個人保険の販売面では、4月の標準利率改定に際して、学資保険「みらいのつばさ」及

び個人年金保険「みらいプラス」の商品改定を行い、貯蓄性商品としての商品性を確保しつつ、保険料払込期間や年金開始時期の選択肢を増やすことで、お客さまの多様なニーズへの対応を図りました。

また、1月にお客さまアドバイザーが携行する情報端末「PlanDo」を軽量・高セキュリティかつモバイル通信可能な端末に刷新しました。ご契約の申込みや告知が画面上でできるペーパーレス手続きにより、申込時の書類を削減できるだけでなく、記入漏れなどの不備を防止できます。さらに、死亡や就業不能など「人生の5つのリスク」に対する必要保障額を具体的にお示しすることができる提案ツール「ライフコンパス」にアニメーションなどを活用したプレゼンテーション機能を追加したことで、よりわかりやすくご覧いただけるようになりました。

「PlanDo」及び「ライフコンパス」を活用したきめ細やかなコンサルティングセールスにより、主力商品「未来のとびら」の特長である保険設計の自在性の高さを活かしながら、さまざまなリスクを的確にカバーできる保障の提供に努めました。

このほか、9月より大手募集代理店アドバンスクリエイト社が運営する国内最大級の保険比較サイト「保険市場」に女性向け医療保険の広告掲載を開始しました。資料請求をされたお客さまには、お客さまアドバイザーが対面でご説明いたします。今後も、お客さまのニーズにお応えできる商品の提供と販売チャネルの多様化に努めてまいります。

企業保険分野では、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた制度や商品の提案を行いました。また、企業保険に加入されているお客さまへの一層のサービス向上を図るため、「健康・医療相談」や「専門医相談（セカンドオピニオン情報）」、「メンタルヘルス対面カウンセリング」などの幅広いサービスを利用することができる「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」を提供しております。

お客さまサービスについては、「苦情対策協議委員会」での外部有識者のご意見を参考に、苦情を寄せられたお客さまに対し苦情受付後の対応についてお客さま満足度調査を行いました。また、「音声ガイダンスがわかりにくい」とのご高齢のお客さまからの声に対応して、4月より70歳以上のお客さまの入電について音声ガイダンスを省略して直接コミュニケーターにつながる「クイックライン」を新設しました。実際に利用したお客さまへの満足度調査においても、ご好評をいただいております。11月には、非営業日や営業時間外でもお客さまサポートが行えるよう、ホームページに「自動会話プログラム（チャットボット）」を導入し、定型的な質問に対応できるようにいたしました。さらに高齢のお客さまや障がいのあるお客さまを対象とした代筆によるお手続き範囲の拡充と当社職員による代読についてのルールを整備し、サポート体制のさらなる充実を図りました。

平成29年1月に公表した「消費者志向自主宣言」に掲げるこうした取組みなどを通じ、今後もお客さまの「声」を業務改善に活かしていくことにより、さらなるサービスの向上を図り、お客さまの満足と信頼につながる活動を実践してまいります。

### ③ 資産運用

超低金利環境のさらなる長期化が懸念されるなか、これまでの自己資本の充実度を踏まえ、適切なリスクテイクによって安定した収益性を維持するための取組みに注力しました。円貨建公社債への投資は引き続き抑制し、相対的に金利水準が高いオーストラリアドル建てやカナダドル建てを中心に、通貨分散を図りつつ為替ヘッジを付さないオープン外債を積極的に購入したほか、高い配当利回りが期待できる欧米企業の株式等への投資を増加させました。一方、米国の利上げなどによる為替ヘッジに係るコストの上昇を受け、収益性の低下したヘッジ付外債の残高を圧縮しました。

また、中長期的な資産運用の競争力強化を意図し、9月に米国の社債投資に強みを持つペイデン&リゲル社（本社：米ロサンゼルス）と提携し、100億円強の外国社債運用を委託するとともに、資産運用の高度化を担う人材育成の一環として、同社に対する当社職員のトレーニー派遣を開始しました。

加えて、国連責任投資原則（PRI）の署名機関として、一定の収益性を確保しながらESG投資を通じて社会に貢献すべく、開発途上国の貧困削減や環境保護など様々な社会的課題を解決することを目的として発行された債券などへの投資を積極的に行いました。

なお、「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂を受け、スチュワードシップ活動の透明性および実効性の向上を目的に、社外委員を委員長とする「スチュワードシップ委員会」を設立しました。同委員会における幅広い議論を通じ、スチュワードシップ活動の深化に努めました。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、外国公社債を積み増したことなどによる利息の増加や、好調な企業業績を背景とした内外株式の配当金増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比139億円増加の1,548億円と平成4年度以来25年ぶりの高水準となりました。利息及び配当金等収入の増加に加え、外国公社債の売却益が増加したことなどから、資産運用収支は同183億円増加の1,340億円となりました。

有価証券の含み益については、円高・ドル安の進行や米国金利の上昇などから外国公社債の含み益は減少したものの、株価上昇により国内株式の含み益が増加したことなどから、前年対比2億円増加の7,624億円となりました。また、土地の含み益は、同127億円増加の1,286億円となりました。

### ④ 法令等遵守態勢

当社は、コンプライアンスに関する社内規程を適宜見直すとともに、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムにもとづいた実践的な教育を継続して実施するなど、法令等遵守態勢を整備・強化しております。さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引毎に相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認し、反社会的勢力との取引の未然防止を図っております。また、2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」や平成31年に予定されているFATF（金融活動作業部会）への対応を見据え、マネー・ローンダリングなどの防止に向け、さらなる態勢充実に向けて取り組んでまいります。

個人情報等保護につきましては、改正個人情報保護法が5月に施行され、これにともない「プライバシーポリシー」及び社内諸規程を改正し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報等の適正な管理に向け体制整備を進めました。

さらに、お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、「利益相反管理規程」を改正し、利益相反管理の実効性や透明性をこれまで以上に確保するよう努めました。

#### ⑤ リスク管理態勢

リスク管理については、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理を通じて中期経営計画に掲げるビジョンの実現を目指すERM（統合的リスク管理）フレームワークにもとづき、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク・資産運用リスク・事務リスク・システムリスク・大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う5つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、厳正な管理に努めました。

また、商品戦略や販売戦略、ALM（資産・負債の総合管理）戦略などの経営の意思決定に資する戦略的リスク管理を引き続き推進するとともに、外部環境の不確実性の高まりを受けて、万が一の場合の即応を念頭にリスク管理態勢の強化を図りました。具体的には、朝鮮半島情勢の緊迫化に対しては、金融市場が想定を超えて変動した場合の対応について確認するとともに、緊急時の対応について検討を行いました。さらに、サイバー攻撃の巧妙化に対しては、サイバーセキュリティ管理態勢強化の一環としてコンティンジェンシープランに基づき金融ISACや内閣サイバーセキュリティセンター主催の共同演習に参加しました。また、低金利の常態化と金利上昇についてストーリー性のあるシナリオのもとストレステストを行うとともに想定される経営のアクションとその効果を測定し、ストレス事象発生時の商品戦略や販売戦略、ALM戦略について具体的に検討を進めることとしました。

このほか、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の報告書を作成し、健全性指標の充足状況やリスク・リターン効率指標の活用状況を評価しました。さらに、リスク・リターン効率の評価にあたり基本となる自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進すべく、統合的リスク管理に関する基本方針などの改正を行い、ERM態勢のさらなる強化に取り組みました。



## ⑥ 経営の健全性の確保

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率が1,081.2%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆6,903億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付けの方向性／安定的）、スタンダード&プアーズより「A」（アウトルック／安定的）、ムーディーズより「A2」（格付けの見通し／ポジティブ）の格付けを取得しております。

自己資本の充実にあたっては、経常益による内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。9月に劣後特約付社債300億円を発行いたしました。平成24年に発行した永久劣後特約付社債300億円は11月に償還しました。また、危険準備金160億円及び価格変動準備金133億円の積増し、追加責任準備金135億円の積立てを行いました。

## ⑦ コーポレートガバナンス基本方針の実行

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を行うなど、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たしてまいります。

## 〔事業の成果〕

以上の結果、平成29年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

### ① 保有契約の状況

当期末の保険金額にもとづく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆4,025億円（前年対比18.4%減）、減少契約高が1兆9,196億円（前年対比2.5%減）となり、年度末保有契約高は25兆4,338億円（前年対比2.0%減）となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆732億円（前年対比0.5%減）、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆1,803億円（前年対比1.1%増）となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が154億円（前年対比41.2%減）、年度末保有契約が4,043億円（前年対比1.9%減）となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が77億円（前年対比0.8%減）、年度末保有契約が1,107億円（前年対比1.4%増）となりました。

## 【保険金額】

(単位:億円, %)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(当期)	
						増減率
個人保険 (保障額)	年度始保有契約高	242,084	236,846	234,174	231,606	△ 1.1
	新契約高	15,649	16,316	15,601	13,814	△ 11.5
	減少契約高	20,888	18,987	18,170	17,767	△ 2.2
	年度末保有契約高	236,846	234,174	231,606	227,653	△ 1.7
個人年金保険 (年金原資 及び 責任準備金)	年度始保有契約高	29,487	28,718	27,833	27,903	0.3
	新契約高	724	1,009	1,582	211	△ 86.7
	減少契約高	1,494	1,893	1,512	1,429	△ 5.5
	年度末保有契約高	28,718	27,833	27,903	26,684	△ 4.4
個人保険 + 個人年金保険	年度始保有契約高	271,572	265,564	262,008	259,509	△ 1.0
	新契約高	16,374	17,325	17,184	14,025	△ 18.4
	減少契約高	22,382	20,881	19,683	19,196	△ 2.5
	年度末保有契約高	265,564	262,008	259,509	254,338	△ 2.0
団体保険 (保障額)	年度末保有契約高	166,780	169,723	171,515	170,732	△ 0.5
団体年金保険 (責任準備金)	年度末保有契約高	21,232	21,189	21,567	21,803	1.1

(注) 1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

## 【年換算保険料】

(単位:億円, %)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(当期)	
						増減率
個人保険	新契約	192	200	212	148	△ 30.1
	年度末保有契約	2,736	2,748	2,779	2,747	△ 1.2
個人年金保険	新契約	31	34	50	6	△ 87.8
	年度末保有契約	1,327	1,322	1,343	1,296	△ 3.5
個人保険 + 個人年金保険	新契約	224	234	263	154	△ 41.2
	年度末保有契約	4,064	4,071	4,123	4,043	△ 1.9
うち医療保障・ 生前給付保障等	新契約	70	70	78	77	△ 0.8
	年度末保有契約	1,066	1,075	1,091	1,107	1.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

## ② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は一時払終身保険の保険料が減少したことにより5,672億円（前年対比1.3%減）となりました。また、資産運用収益は1,736億円（前年対比8.4%増）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,492億円（前年対比11.0%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は5,011億円（前年対比2.5%増）、責任準備金等繰入額は446億円（前年対比9.2%減）、資産運用費用は396億円（前年対比11.1%減）、事業費は884億円（前年対比1.4%増）となりました。

この結果、経常利益は564億円（前年対比4.4%増）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額133億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を18億円計上した結果、当期純剰余は408億円（前年対比11.4%増）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は645億円（前年対比6.8%増）となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金386億円、基金償却準備金20億円などをあわせて408億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は974億円（前年対比9.6%増）となりました。

（単位：億円，%）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（当期）	
					増減率
経常収益	8,677	8,143	7,431	7,497	0.9
うち 保険料等収入	6,431	6,180	5,744	5,672	△1.3
うち 資産運用収益	2,137	1,866	1,601	1,736	8.4
経常費用	7,708	7,539	6,890	6,932	0.6
うち 保険金等支払金	4,903	5,905	4,891	5,011	2.5
うち 責任準備金等繰入額	1,365	93	492	446	△9.2
うち 責任準備金繰入額	1,364	93	491	446	△9.2
うち 資産運用費用	357	478	445	396	△11.1
うち 事業費	863	865	872	884	1.4
経常利益	968	603	541	564	4.4
特別利益	0	95	2	2	20.0
特別損失	33	222	144	140	△2.8
うち 価格変動準備金繰入額	25	217	141	133	△5.9
当期純剰余	690	415	366	408	11.4
当期末処分剰余金	930	655	604	645	6.8
基礎利益	931	923	889	974	9.6

### ③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は609億円増加し、6兆6,266億円（前年対比0.9%増）となりました。このうち、有価証券は5兆4,587億円（前年対比1.7%増）となり、貸付金は5,937億円（前年対比5.4%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は446億円増加し、5兆5,781億円（前年対比0.8%増）となりました。このうち、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づく責任準備金については新たに135億円を積み立てたことなどにより788億円（前年対比8.5%増）となり、危険準備金については160億円を積み増し、1,870億円（前年対比9.4%増）となりました。社債は9月に劣後特約付社債300億円を発行し、11月に平成24年に発行した永久劣後特約付社債300億円を償還した結果、前年と同額の1,919億円となりました。価格変動準備金は133億円を積み増し、957億円（前年対比16.2%増）となりました。

純資産の部は、5,914億円（前年対比1.4%増）となりました。

（単位：億円，%）

	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度(当期)末	
					増減率
資産の部	66,119	64,898	65,656	66,266	0.9
うち 有価証券	52,409	50,917	53,696	54,587	1.7
うち 公社債	28,862	26,871	28,725	28,476	△0.9
うち 株式	6,647	5,943	6,795	7,680	13.0
うち 外国証券	16,072	17,221	17,227	17,355	0.7
うち 貸付金	7,639	6,936	6,277	5,937	△5.4
うち 不動産	2,237	2,128	2,144	2,136	△0.4
負債の部	59,141	58,828	59,824	60,351	0.9
うち 責任準備金	54,750	54,843	55,335	55,781	0.8
うち 追加責任準備金	525	805	726	788	8.5
うち 危険準備金	1,425	1,505	1,710	1,870	9.4
うち 社債	1,189	1,419	1,919	1,919	0.0
うち 価格変動準備金	465	682	824	957	16.2
純資産の部	6,977	6,069	5,831	5,914	1.4
うち 基金の総額	1,160	1,160	1,160	1,160	0.0
うち 剰余金	1,435	1,482	1,294	1,355	4.7
うち その他有価証券評価差額金	4,342	3,384	3,335	3,356	0.6

## [会社が対処すべき課題]

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。

当社が目指している「お客さま基点」の実践は非常に高い目標と認識しておりますが、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとした中期経営計画の推進を通じて目標に近づくための努力をしております。

デジタル経済が進展しIT化が進めば進むほど、また仕事がAIやロボットに代替されるような時代になればなるほど、人間はハイタッチ（人間的な触れ合い）を求めるようになっていっており、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性は今後さらに増していくと思われまます。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。6月に策定しました『「お客さま基点」の業務運営方針』に取り組んでいくことで、引き続き「お客さま基点」の実践に努めてまいります。

さらに、今後も人材育成に関する基本方針である「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備えた人材の育成に取り組んでまいります。とりわけ、「お客さま基点」を実践しうるお客さまアドバイザーの育成に注力することで、営業職員体制における中核層の拡大・強化を図ってまいります。

一方、当社を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、お客さまから最も評価される会社となるためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが重要な課題であると考えております。特に、今後も超低金利環境が継続すると見込まれるなか、保険販売面及び資産運用面への対応は大きな課題のひとつであると認識しております。こうした認識のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理をさらに推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化などに引き続き取り組んでまいります。

保険業界においてもAIやビッグデータの活用が進み、それを受けて、健康割引や健康増進サービスを提供するなど新しい流れが生まれつつあります。当社は、相互会社として健康なご契約者には配当で還元していくという軸を堅持してまいります。また、健康増進につながる情報などの提供を検討しております。

当社は、保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えております。そのためには内部留保の積上げを図るとともに必要に応じて外部からの資本調達を行うことにより、外部環境の変化に対して頑強なオンバランスの自己資本を構築することが必要です。同時に、お客さまの実質的な保険料負担を軽減すべく、配当還元のさらなる充実を図ることが相互会社としての使命であると考えております。今後も経営の健全性及び自己資本の強化に取り組み「持続的成長のための好循環」を実現させることで、これらの課題に応じてまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (当期)
年 度 末 契 約 高	個 人 保 険	億円 236,846	億円 234,174	億円 231,606	億円 227,653
	個 人 年 金 保 険	28,718	27,833	27,903	26,684
	団 体 保 険	166,780	169,723	171,515	170,732
	団 体 年 金 保 険	21,232	21,189	21,567	21,803
	そ の 他 の 保 険	351	354	359	364
		百万円	百万円	百万円	百万円
保 険 料 等 収 入		643,119	618,073	574,427	567,210
資 産 運 用 収 益		213,754	186,642	160,197	173,641
保 険 金 等 支 払 金		490,362	590,510	489,162	501,181
経 常 利 益		96,877	60,344	54,113	56,469
当 期 純 剰 余		69,043	41,551	36,674	40,868
社 員 配 当 準 備 金 繰 入 額		36,698	35,236	34,592	38,630
総 資 産		6,611,952	6,489,815	6,565,647	6,626,609

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険（団体型）・団体就業不能保障保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
	店	店	店
支 社	62	62	0
営 業 部	10	10	0
営 業 所	466	467	1
計	538	539	1
代 理 店	1,324	1,220	△ 104

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当 期 増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名 2,855	名 2,872	名 17	歳 44.5	年 15.6	千円 349
営 業 職 員	9,789	9,782	△7	44.3		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

平成29年9月、劣後特約付社債を300億円発行しました。

平成29年11月、永久劣後特約付社債300億円を繰上償還しました。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	保険及び保険関連事業	8,324
	資産運用関連事業	5,002

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	
投資用不動産（建物）の改修 （東京都千代田区所在）	保険及び保険関連事業	202
	資産運用関連事業	2,597

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	損害保険・生命 保険の募集業務	昭和27年 10月1日	百万円 10	% 87.6
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	生命保険料の収 納業務	昭和55年 10月20日	百万円 10	% 92.5
富国生命投資顧問 株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目3番1号	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	昭和61年 7月24日	百万円 498	% 99.0
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	生命保険の募集 に関する業務の 受託	平成6年 4月1日	百万円 50	% 100.0
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	当社印刷物の作 成・発送業務の 受託、物品の幹 旋・販売業務	平成7年 12月1日	百万円 50	% 100.0
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号	生命保険業	平成8年 8月8日	百万円 35,499	% 89.6
フコク情報システム 株式会社	東京都千代田区東神田 一丁目7番8号 (千葉県印西市大塚 二丁目10番地)	コンピュータシ ステム及び情報 通信システムの 企画・設計・開 発・保守・運用 管理業務	平成14年 4月1日	百万円 300	% 60.0
富国生命 スタッフサービス 株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目3番1号	労働者派遣事業 及び当社福利厚 生業務の受託	平成16年 4月1日	百万円 50	% 100.0
富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社	3rd Floor, Baltic Exchange, 38 St. Mary Axe, London, EC3A 8EX, U.K.	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	平成2年 9月5日	万英ポンド 400	% 100.0
富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社	Times Square Tower, 7 Times Square, 35th Floor, New York, NY 10036 U.S.A.	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	平成14年 3月1日	万米ドル 400	% 100.0
富国生命インベストメン ト(シンガポール) 株式会社	80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898	投資助言業務、 アジアにおける 金融経済情勢及 び生命保険市場 に関する調査業 務	平成26年 4月1日	万シンガポールドル 200	% 100.0

(注) 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム㈱の( )内は主たる事務所の所在地です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
秋山 智史	取締役会長	株式会社東京ドーム 取締役 富士急行株式会社 取締役 日清紡ホールディングス株式会社 取締役 昭和電工株式会社 取締役	
米山 好映	代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当	日本信号株式会社 取締役	
古屋 勝正	取締役 副社長執行役員 中期経営計画 担当 市場開発部・総合営業推進部 担当		
藤原 利秀	取締役 専務執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部・ 年金コンサルティング部 担当		
秋川 貞	取締役 常務執行役員 お客さまサービス本部長 法人サービス部・お客さまサービス部・ 契約医務部・保険金部・契約管理部・ 事務企画部 担当		平成 30 年 3 月 31 日 常務執行役員退任
櫻井 祐記	取締役 常務執行役員 中期経営計画 副担当 総合企画室・コンプライアンス統括部・ リスク管理統括部・有価証券管理室 担当	株式会社オリエントコーポレーション 監査役	
林 俊勝	取締役 常務執行役員 秘書室・総務部・人事部・経理部・ 主計部・関連事業部 担当		
一色 浩三	取締役 (社外役員)	株式会社メディカルシステムネットワー ク 取締役	
吉村 博人	取締役 (社外役員)	株式会社 LIXIL グループ 取締役	
北村 康幸	取締役 執行役員 監査部・支払監査室 担当		
渡部 毅彦	取締役 執行役員 財務企画部長 株式部・資金債券部・融資部・特別勘定 運用室・財務企画部・不動産部 担当		
根津 嘉澄	監査役 (社外役員)	東武鉄道株式会社 代表取締役社長 東京急行電鉄株式会社 取締役 株式会社松屋 取締役	
指田 禎一	監査役 (社外役員)		
高橋 恭平	監査役 (社外役員)	昭和電工株式会社 相談役 丸紅株式会社 取締役	
吉澤 啓	監査役 (常勤)		
中尾 真司	監査役 (常勤)		

当該事業年度中に退任、辞任した会社役員は次のとおりです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
田辺 和夫	取締役（社外役員）		平成 29 年 7 月 4 日 取締役退任
今井 明雄	監査役（常勤）		平成 29 年 7 月 4 日 監査役辞任

平成30年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 修	執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当		
鳥居 直之	執行役員 総合企画室長 総合企画室 担当		
中鶴 正人	執行役員 監査部長 監査部 担当		平成 30 年 3 月 31 日 執行役員退任
市川 親司	執行役員 業務部長 業務部 担当		
大森 丈史	執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当		
有田 親央	執行役員 総合営業推進部長 総合営業推進部 担当		
黒田 啓一	執行役員 事務企画部長 事務企画部 担当		
山田 一郎	執行役員 株式部長 株式部 担当		
近藤 健	執行役員 人事部長 人事部 担当		

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	12 名	357
監 査 役	6 名	88
計	18 名	444

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。  
 2. 使用人兼務取締役に対する使用人としての報酬は16百万円であります。  
 3. 支給人数及び報酬等の額には、平成29年7月4日に退任した取締役1名、辞任した監査役1名及び当該取締役、監査役に対する報酬が含まれております。  
 4. 取締役の報酬限度額は総代会決議（平成19年7月3日開催）により、年額5億円以内と定められております。（報酬限度額には使用人分の給与及び賞与は含みません。）  
 5. 監査役の報酬限度額は総代会決議（平成19年7月3日開催）により、年額1億円以内と定められております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
一色 浩三	当社は、保険業法第 53 条の 36 が準用する会社法第 427 条第 1 項の規定により、当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。
吉村 博人	
根津 嘉澄	
指田 禎一	
高橋 恭平	

## 3. 社外役員に関する事項

## (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
一色 浩三	同氏は株式会社メディカルシステムネットワークの社外取締役であります。上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。
吉村 博人	同氏は株式会社 LIXIL グループの社外取締役であります。上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。
根津 嘉澄	同氏は東武鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社は同法人と保険取引の他、貸付金等の財務取引があります。また、同氏は東京急行電鉄株式会社及び株式会社松屋の社外取締役であります。上記に記載している両法人と当社に特別な利害関係はありません。
指田 禎一	該当事項はありません。
高橋 恭平	同氏は丸紅株式会社の社外取締役であります。上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
一色 浩三	10年9ヵ月	取締役会 14/14回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。また、函館支社にて開催されたご契約者懇談会に出席しております。
吉村 博人	9ヵ月	取締役会 7/11回	警察行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
根津 嘉澄	15年9ヵ月	取締役会 10/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
指田 禎一	5年9ヵ月	取締役会 14/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
高橋 恭平	1年9ヵ月	取締役会 12/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6名	42	—

(注) 上記支給人数及び報酬等の額には、平成29年7月4日に退任した取締役1名及び当該取締役に対する報酬が含まれております。

## (4) 社外役員の見解

該当事項はありません。

## 4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 10,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 2 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
信金中央金庫	5,000	50.0
株式会社日本政策投資銀行	5,000	50.0

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
きさらぎ監査法人 指定社員 佐藤 好生 指定社員 安田 雄一	会計監査人監査に対する 報酬等  72	<報酬等に同意した理由> 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。  <非監査業務の内容> 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」等であります。

(注) 当社及び当社子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。

### (2) 責任限定契約

当社は、当該会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号にもとづく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針（以下、基本方針）」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

### <基本方針の運用状況の概要>

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「法令遵守委員会」がコンプライアンスを推進しています。コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員へ配付するとともに、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定しています。平成 29 年度においては、「法令遵守委員会」を 4 回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に対しては断固たる姿勢で対応しているほか「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。平成 29 年度は、当社及び当社グループ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行うとともに、データベースを活用した反社会的勢力との取引予防や保険契約の重大事由解除を行うことによる取引解消を行い、関係遮断を推進しました。また、スチュワードシップ活動を踏まえ、利益相反管理規程を一部改正し、利益相反が生じうる具体例を明示して社内外に公表することで、実効性や透明性をこれまで以上に確保することとしています。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、取締役会・常勤取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「リスク管理委員会」が統合的リスク管理を推進し、下部組織として5つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。

- ・平成29年度は、「リスク管理委員会」を7回、また下部組織としての5つの委員会については、「保険引受リスク管理委員会」を10回、「資産運用リスク管理委員会」を14回、「事務リスク管理委員会」を4回、「システムリスク管理委員会」を4回、「セキュリティ委員会」を5回開催しました。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・取締役会は、業務執行の監督を担い原則月1回、平成29年度は14回開催しました。また、取締役会の実効性向上を目的として、平成29年度はアンケート形式による実効性評価を行いました。評価結果に基づき、取締役会の運営及び取締役への情報提供についての改善を行いました。
- ・常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月3回、平成29年度は30回開催しました。
- ・「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取締役に報告しております。

#### 6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

#### 7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・監査役の職務が実効的に行われるため、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携しています。また、監査役が必要とする費用等については適

切かつ迅速に処理しています。

- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、基本方針は適宜見直しを行っており、平成30年3月26日開催の取締役会で決議した基本方針は、次のとおりです。

#### <基本方針全文>

##### <内部統制システムの基本方針>

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

##### (1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ③ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とする「法令遵守委員会」が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社においては、コンプライアンス推進の責任者（法令遵守責任者）と実務担当者（法令遵守担当者）が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ④ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、社内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑤ コンプライアンス意識の徹底を図るため、留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年作成し役職員に配付する。
- ⑥ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的にと取締役会へ報告する。



- ⑦ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口に関する規程」に基づき通報が可能な態勢を確保する。
- ⑧ 法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、就業規則、賞罰の手続きに関する規程及び法令・社内規程に違反した場合の措置基準に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑨ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、法令・社内規程を遵守し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に断固たる姿勢で対応するための体制

- ① この基本方針及び「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進するとともに、不当要求に対しては断固たる姿勢で対応する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されることを防止するため利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行う。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

### ① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

### ② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

⑤ セキュリティー委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。
- ③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。
- ④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社（以下「子会社」という）における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等（取締役等の職務執行状況を含む）の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、法令・社内規程を遵守し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

#### 7. 監査役職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役承認を必要とする。

#### 8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

#### 9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以 上

## 7. その他

### 〔経営・相互会社制度運営に関する事項〕

#### (1) 評議員会

平成29年7月4日の第95回定時総代会において、評議員に泉谷 直木、加藤 奂、小林 哲也、手島 忠、西成 活裕、野中 郁次郎、久塚 智明、宮川 努、八代 ひろよの9名が選任されました。また、6月、10月、3月に評議員会を開催しました。

#### (2) ご契約者懇談会

平成29年度中に全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,205名のご契約者にご出席いただきました。

#### (3) 社員数・総代数

平成30年3月末現在の社員数は、1,750,894名、総代数は118名です。

### 〔社会貢献活動に関する事項〕

#### (1) フコク生命 訪問&チャリティコンサート

プロの音楽家による本物のクラシック音楽の演奏を特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」と、ご来場の皆さまに地域の福祉にお役立ていただく募金へのご協力をお願いする「チャリティコンサート」を9ヵ所で開催しました。

#### (2) 被災地応援活動

東日本大震災の被災地を応援する活動として、被災地の特別支援学校や音楽ホールなど11ヵ所で「被災地訪問&応援コンサート」を開催しました。なお、「チャリティコンサート」でのチャリティ募金の一部を被災地3県と熊本県へ寄付をしました。また、本社ビル内では、被災地3県と熊本県の特産品販売会を開催しました。

#### (3) 「ハローキティ」の病院訪問活動

当社イメージキャラクターである「ハローキティ」が子ども病院・小児科病棟などを訪問して、入院中の子どもやそのご家族を応援する活動を5ヵ所で実施しました。

#### (4) フコク生命 (いのち) の森プロジェクト

環境保全活動として、当社が静岡県伊東市に保有する山林における竹害対策を主とした「フコク生命 (いのち) の森プロジェクト」を6回開催し、延べ71名の役職員が参加しました。

#### (5) すまいる・ぎゃらりー

障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階商店街において、12校の特別支援学校生徒の美術作品展を開催しました。

(6) 「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」制度の推進

社会問題となっている「振り込め詐欺」の被害防止に協力するため、平成27年度より各都道府県の警察本部、警察署と連携し啓発活動に取り組んでおります。具体的には、当社お客さまアドバイザーが「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」として、日頃の営業活動の中で注意喚起を行い、被害防止に努めております。今年度は全国2支社で当社お客さまアドバイザーに対して警察本部、警察署より「振り込め詐欺」被害防止に関する研修を実施していただき、活動協力支社は平成27年度からの累計で30支社となりました。

〔会社役員に関する事項〕

- (1) 平成29年2月23日の取締役会決議により、平成29年4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が代表取締役社長 社長執行役員に就任、取締役 古屋 勝正が取締役副社長執行役員に就任、取締役 藤原 利秀が取締役 専務執行役員に就任、取締役 秋川 貞、取締役 櫻井 祐記、取締役 林 俊勝の3名が取締役 常務執行役員に就任、取締役 北村 康幸、取締役 渡部 毅彦の2名が取締役 執行役員に就任、鈴木 修、中尾 真司、鳥居 直之、中鶴 正人、市川 親司、大森 丈史、有田 親央、黒田 啓一（新任）、山田 一郎（新任）、近藤 健（新任）の10名が執行役員に就任しました。
- (2) 平成29年7月4日の第95回定時総代会において、取締役に秋山 智史、米山 好映、古屋 勝正、藤原 利秀、秋川 貞、櫻井 祐記、林 俊勝、一色 浩三、北村 康幸、渡部 毅彦の10名が再選、新たに吉村 博人が選任され、それぞれ就任しました。また、田辺 和夫は任期満了にともない取締役を退任しました。
- (3) 平成29年7月4日の第95回定時総代会において、監査役に中尾 真司が新たに選任され、就任しました。また、監査役 今井 明雄は任期途中で辞任により監査役を退任しました。
- (4) 平成29年7月4日の取締役会決議により、取締役 秋山 智史が取締役会長に就任、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (5) 平成30年3月31日、任期満了にともない秋川 貞が常務執行役員を、中鶴 正人が執行役員をそれぞれ退任しました。

報告事項Ⅱ.平成29年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

平成29年度（平成30年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	66,260	保険契約準備金	5,650,879
現金	166	支払準備金	19,295
預貯金	66,093	責任準備金	5,578,187
コ ー ル ー	176,000	社員配当準備金	53,395
買入金債権	443	再 保 險	56
金銭の信託	31,502	社 債	191,935
有価証券	5,458,790	そ の 他 負 債	46,066
国債	2,030,971	未払法人税等	2,445
地方債	114,036	未 払 金	2,381
社債	702,661	未 払 費 用	10,834
株式	768,000	前 受 収 益	369
外国証券	1,735,580	預 り 金	5,756
その他の証券	107,540	預 り 保 証 金	14,087
貸付金	593,734	金融派生商品	3,052
保険約款貸付	57,181	金融商品等受入担保金	2,712
一般貸付	536,553	資産除去債務	3,088
有形固定資産	218,549	仮 受 金	1,336
土地	125,278	退職給付引当金	25,417
建物	86,343	価格変動準備金	95,798
リース資産	1,565	繰延税金負債	10,733
建設仮勘定	2,052	再評価に係る繰延税金負債	14,241
その他の有形固定資産	3,309		
無形固定資産	23,701	負債の部合計	6,035,126
ソフトウェア	21,651	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	2,049	基 金	10,000
再 保 險	167	基金償却積立金	106,000
そ の 他 資 産	59,508	再 評 価 積 立 金	112
未 収 金	7,268	剰 余 金	135,538
前 払 費 用	2,055	損失填補準備金	2,954
未 収 収 益	28,570	そ の 他 剰 余 金	132,584
預 託 金	2,281	基金償却準備金	6,000
先物取引差金勘定	98	社員配当平衡積立金	20,000
金融派生商品	12,190	価格変動積立金	41,000
仮 払 金	2,373	不動産圧縮準備金	255
リース投資資産	700	別 途 準 備 金	767
そ の 他 の 資 産	3,968	当期末処分剰余金	64,561
貸倒引当金	△ 2,049	基 金 等 合 計	251,650
		その他有価証券評価差額金	335,658
		土地再評価差額金	4,173
		評価・換算差額等合計	339,831
		純資産の部合計	591,482
資産の部合計	6,626,609	負債及び純資産の部合計	6,626,609

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(平成28年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は1百万円であります。



(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

(8) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 当社が貸手となるファイナンス・リース取引については、リース料受取時に利息及び配当金等収入を計上し、原価をその他運用費用に計上しております。

(10) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジ及び国内株式に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

(11) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(13) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。

予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金開始日が平成30年3月31日以前の契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は73,222百万円であります。

また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は5,628百万円であります。

上記のうち当年度末に積み立てた額は13,574百万円であります。この結果、本追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金繰入額が13,574百万円増加し、経常利益及び税引前当期純剰余が13,574百万円減少しております。

(14) ソフトウェアに計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(15) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

2. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次などで定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	64,462	64,462	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	64,462	64,462	—
コールローン	176,000	176,000	—
買入金銭債権	443	474	30
貸付金として扱う債権	443	474	30
金銭の信託	30,502	30,502	—
売買目的有価証券	30,502	30,502	—
有価証券	5,286,686	5,585,800	299,114
売買目的有価証券	149,265	149,265	—
満期保有目的の債券	758,872	897,574	138,702
責任準備金対応債券	973,736	1,134,148	160,412
その他有価証券	3,404,811	3,404,811	—
貸付金	593,734	616,138	22,404
保険約款貸付	57,181	57,181	△ 0
一般貸付	536,553	558,957	22,404
資産計	6,151,829	6,473,379	321,549
社債(*1)	191,935	200,774	8,839
負債計	191,935	200,774	8,839
金融派生商品(*2)	9,138	9,138	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 534	△ 534	—
ヘッジ会計が適用されているもの	9,672	9,672	—

(\*1)通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

- (1) 現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として扱うものを除く）、コールローン  
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）  
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。  
なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含

めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は 64,837 百万円、非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は 5,697 百万円、組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は 23,609 百万円であります。

(3) 貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4) 社債

当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5) 金融派生商品

①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。

②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。

3. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は 172,740 百万円、時価は 295,454 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）によっております。  
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 841 百万円であります。

4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 254,467 百万円であります。

5. 貸付金のうち、破綻先債権額は 168 百万円、延滞債権額は 865 百万円で、その合計額は 1,033 百万円であります。なお、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。  
上記各金額は、1. (6) の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は 1 百万円減少しております。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は 163,520 百万円であります。

7. 特別勘定の資産の額は 82,347 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

8. 子会社等に対する金銭債権の総額は 2,466 百万円、金銭債務の総額は 1,687 百万円であります。

9. 繰延税金資産の総額は 127,044 百万円、繰延税金負債の総額は 133,230 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 4,547 百万円であります。

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金 79,506 百万円、価格変動準備金 26,823 百万円及び退職給付引当金 12,343 百万円であります。

繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額 128,972 百万円であります。当年度における法定実効税率は 28.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 4.4%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△25.5%であります。

10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	50,929 百万円
前期剰余金よりの繰入額	34,592 百万円
当期社員配当金支払額	32,138 百万円
利息による増加等	12 百万円
当期末現在高	53,395 百万円

11. 子会社等の株式は 64,837 百万円であります。

12. 担保に供されている資産の額は、有価証券 25,447 百万円、預貯金 1,378 百万円であります。また、担保付き債務の額は 5,174 百万円であります。

13. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 10 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 31 百万円であります。

14. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は 339,944 百万円であります。

15. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 2,490 百万円であります。

16. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

17. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 8,972 百万円であります。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。  
なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	85,277 百万円
勤務費用	3,493 百万円
利息費用	511 百万円
数理計算上の差異の発生額	1,232 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 4,313 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>86,201 百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	46,654 百万円
期待運用収益	732 百万円
数理計算上の差異の発生額	3,386 百万円
事業主からの拠出額	2,679 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 1,080 百万円</u>
期末における年金資産	<u>52,372 百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	74,783 百万円
年金資産	<u>△ 52,372 百万円</u>
	22,410 百万円
非積立型制度の退職給付債務	11,417 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 8,657 百万円
未認識過去勤務費用	<u>247 百万円</u>
退職給付引当金	<u>25,417 百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	3,493 百万円
利息費用	511 百万円
期待運用収益	△ 732 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,345 百万円
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 76 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>5,541 百万円</u>

⑤年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内株式	47.7 %
生命保険一般勘定	32.9 %
外国株式	7.8 %
国内債券	7.5 %
外国債券	2.7 %
その他	<u>1.4 %</u>
合計	<u>100.0 %</u>

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 38.1%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.6 %
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.5 %
退職給付信託	0.0 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 213 百万円であります。

平成29年度 (平成29年4月1日から) 損益計算書  
(平成30年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目		金 額	
経常	収入		749,706
保険	料	567,210	
再保	等	566,924	
収入	収入	286	
資産	配当	173,641	
利息	金	149,219	
預有貸そ	利息	22	
金有そ特	配当	124,480	
そ	利息	10,054	
年保支退	貸	14,541	
そ	当	120	
	金	1,769	
	益	15,280	
	益	819	
	益	6,553	
	益	8,854	
	金	1,150	
	金	3,854	
	額	237	
	額	371	
	益	3,240	
経常	費用		693,237
保険	金	501,181	
再保	等	126,371	
給解そ再	支	166,137	
責任	戻	106,399	
責任	戻	73,651	
責任	戻	28,357	
責任	戻	264	
責任	戻	44,655	
責任	戻	44,643	
責任	戻	12	
責任	戻	39,640	
責任	戻	4,216	
責任	戻	1,498	
責任	戻	4,977	
責任	戻	0	
責任	戻	225	
責任	戻	16,013	
責任	戻	279	
責任	戻	4,271	
責任	戻	8,158	
責任	戻	88,477	
責任	戻	19,282	
責任	戻	5,488	
責任	戻	6,216	
責任	戻	6,677	
責任	戻	899	
特別	利益		56,469
特別	利益		288
特別	損失		14,025
特別	損失		547
特別	損失		141
特別	損失		13,334
特別	損失		3
税法	引		42,731
税法	引		11,374
税法	引		△ 9,511
税法	引		1,862
税法	引		40,868

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は780百万円、費用の総額は8,586百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券4,903百万円、株式等1,798百万円、外国証券8,578百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券391百万円、株式等1,095百万円、外国証券3,421百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等0百万円であります。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は7百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、利息及び配当金等収入5,647百万円、評価損7,938百万円であります。
7. 金銭の信託運用益には、評価益が0百万円含まれております。
8. 金融派生商品費用には、評価損が454百万円含まれております。

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計			
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計				
					その他剰余金											剰余金 合計		
					基金償却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	不動産 圧縮 準備金	不動産圧縮 特別勘定 積立金	別途 準備金							当期 未処分 剰余金	
当期首残高	10,000	106,000	112	2,849	4,000	20,000	41,000	257	100	767	60,453	129,427	245,539	333,545	4,107	337,652	583,192	
当期変動額																		
社員配当準備金の積立																		
損失填補準備金の積立				105														
基金利息の支払																		
当期純剰余																		
基金償却準備金の積立					2,000													
不動産圧縮準備金の取崩																		
不動産圧縮特別勘定 積立金の取崩																		
土地再評価差額金の取崩																		
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）																		
当期変動額合計																		
当期末残高	10,000	106,000	112	2,954	6,000	20,000	41,000	255			64,561	135,538	251,650	335,658	4,173	339,831	591,462	



## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

富国生命保険相互会社  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 好 生 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 田 雄 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

### 富国生命保険相互会社 監査役会

監査役(常勤)	吉澤	啓	㊟
監査役(常勤)	中尾	真司	㊟
監査役	根津	嘉澄	㊟
監査役	指田	禎一	㊟
監査役	高橋	恭平	㊟

(注) 監査役根津嘉澄、指田禎一及び高橋恭平は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

### 報告事項Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件

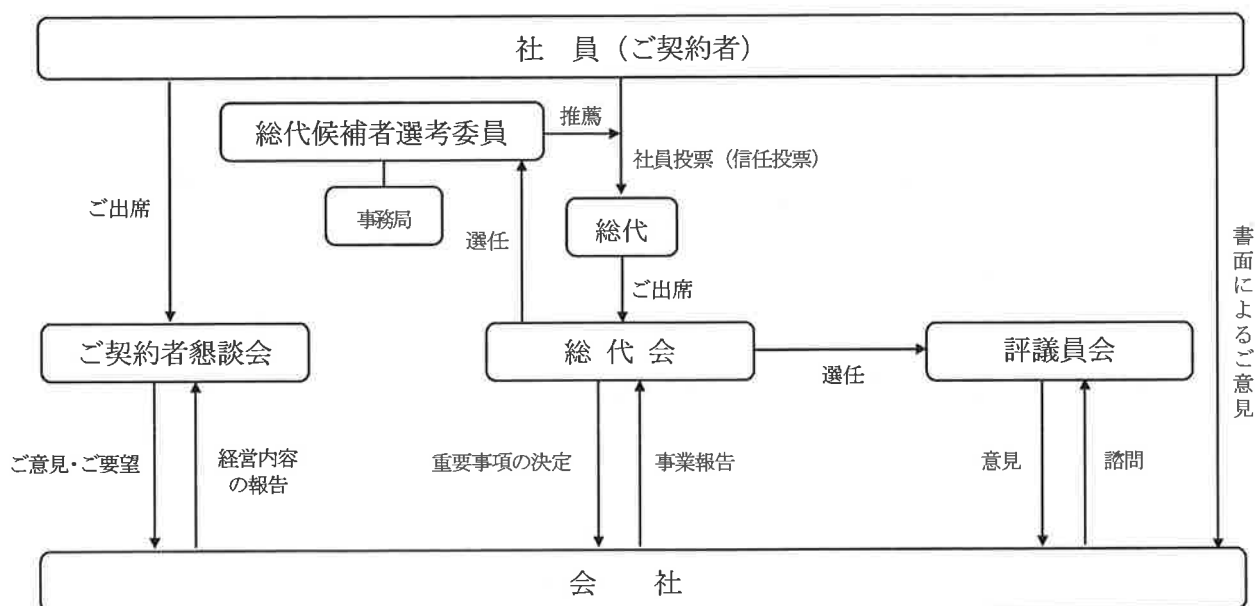
#### 1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員\*となります。平成30年3月末の社員数は175万894名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

#### 相互会社の仕組み



## 2. 総代選出

### (1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約175万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

### (2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

なお、第22期総代を選出する社員投票に向け、第96回定時総代会において総代候補者選考委員を選任していただき、その後複数回の総代候補者選考委員会を開催することにより、総代候補者を選考していく予定です。

○第21期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準 (平成26年11月13日第1回総代候補者選考委員会承認)

1. 総代候補者の資格基準
  - 1) 平成26年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
  - 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
  - 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
  - 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。
2. 総代候補者の適格基準
  - 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
  - 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
  - 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。
3. 総代候補者の構成基準  
総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。
  - 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
  - 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
    - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
    - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
    - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
    - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
  - 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。
4. 総代候補者の地域別定数の割当基準  
総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名	(現員数 7名)
東北	11名	(現員数 11名)
関東	44名	(現員数 43名)
中部	20名	(現員数 19名)
近畿	15名	(現員数 16名)
中国	9名	(現員数 9名)
四国	4名	(現員数 4名)
九州	10名	(現員数 10名)

### 3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

平成29年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

#### (1) 平成 29 年度第 1 回評議員会（平成 29 年 6 月 16 日開催）

- ・平成 28 年度業績状況について
- ・第 95 回定時総代会の報告事項と決議事項について
- ・ご契約者懇談会の実施状況について
- ・当社の資産運用について

#### (2) 平成 29 年度第 2 回評議員会（平成 29 年 10 月 16 日開催）

- ・第 95 回定時総代会におけるご意見・ご質問について
- ・「お客さま基点」の業務運営方針について

#### (3) 平成 29 年度第 3 回評議員会（平成 30 年 3 月 2 日開催）

- ・第 96 回定時総代会の日程について
  - ・ご契約者懇談会の実施状況について
  - ・新 PlanDo の導入について
- ～お客さまサービスの充実と柔軟な働き方の推進～

### 4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして業務改善に活かすこと、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を昭和50年度から全国の支社で開催しています。

平成29年度のご契約者懇談会は、平成30年1月から2月にかけて全国62支社すべてで開催し、総代81名を含む1,205名のご契約者にご出席いただきました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で報告するとともに、積極的に業務改善に活かすよう努めております。

# 決議事項

## 総代会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 平成29年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金 645 億 6,136 万 6,696 円及び不動産圧縮準備金取崩額 4,517 万 804 円の計 646 億 653 万 7,500 円のうち、408 億 4,843 万 4,120 円を当期の剰余金処分額とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 386 億 3,093 万 4,120 円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。

任意積立金のうち基金償却準備金 20 億円につきましては、基金の償却に充てるために積み立てるものであります。

#### 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	64,561,366,696
任 意 積 立 金 取 崩 額	45,170,804
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	45,170,804
計	64,606,537,500
剰 余 金 処 分 額	40,848,434,120
社 員 配 当 準 備 金	38,630,934,120
差 引 純 剰 余 金	2,217,500,000
損 失 填 補 準 備 金	117,000,000
基 金 利 息	100,500,000
任 意 積 立 金	2,000,000,000
基 金 償 却 準 備 金	2,000,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	23,758,103,380

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

## 第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 平成29年度末社員配当準備金533億9,578万7,058円と、平成29年度剰余金から繰り入れました386億3,093万4,120円との合計額920億2,672万1,178円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。
2. 平成30年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

### (1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は0円とします。

#### ① 5年ごと配当付保険契約

[普通配当] a, b, c, dを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

##### a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額

##### b. 死差益配当金

危険保険金に表2の配当率を乗じた金額

##### c. 災害及び疾病関係配当金

入院日額に表3の(1)または(2)の配当率を乗じた金額

##### d. 費差益配当金

保険金及び入院日額に表4の配当率を乗じた金額

#### [特別配当]

##### e. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成30年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表5の配当率を乗じた金額とします。

本特別配当金は平成30年4月の料率改定をふまえ、契約日が平成30年4月1日以前の更新前の契約を対象に、改定前後の予定死亡率の差相当を毎年還元することで、公平性を確保するものです。

#### ② 5年ごと利差配当付保険契約

#### [普通配当]

##### a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

#### [特別配当]

##### b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表6の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。



c. 5年ごと医療特別配当金

5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金の支払いがないことを要件として、入院日額に表7の配当率を乗じた金額とします。

d. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成30年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表8の配当率を乗じた金額とします。

平成30年4月の料率改定をふまえ、契約日が平成19年4月1日以前の更新前の契約については配当率を引き上げ、平成19年4月2日以降平成30年4月1日以前の更新前の契約については新たに本特別配当の対象に加えて、公平性を確保します。

e. 5年ごと高額加算特別配当金

5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表9の配当率を乗じた金額とします。

③ 利益配当付保険契約

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表10の配当率を乗じた金額とします。

b. 死差益配当金

危険保険金に表11の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

平成30年4月の料率改定をふまえ、更新前の契約について配当率を引き上げ、公平性を確保します。ただし、主契約の予定利率が3%以上の契約（平成8年4月1日以前の契約）については据え置きとします。

c. 災害及び疾病関係配当金

特約保険金及び入院日額に表12の配当率を乗じた金額とします。

d. 費差益配当金

保険金に表13の配当率を乗じた金額に表14の配当金を加えた額とします。

上記の①、②及び③について、下記の満期契約に対する長期継続特別配当金をお支払いします。

[満期契約に対する長期継続特別配当]

主契約の契約日が平成8年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表15の配当率を乗じた金額とします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

## (2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

### ① 団体定期保険契約及び総合福祉団体定期保険契約

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。

### ② 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。

### ③ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, b, c, d, e, fの合計額とします。

- a. 死差益に表16の配当率を乗じた金額
- b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- d. 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- e. 団体信用生命保険身体障害保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- f. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額

ただし、a, b, c, d, e, fのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の配当率を乗じた額とします。

### ④ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。

### ⑤ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

### ⑥ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

### (3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、  
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約

経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。

- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約  
及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次のa, bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額  
b. 遺族年金特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額

- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額  
b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約

0円とします。

### (4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成  
給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場  
合は0円とします。

### (5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約、新団体医療保険契約及び団体就業不能保障保険  
契約]

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は  
0円とします。

表1 利差益配当率

[平準払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.50%未満	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満 (注1)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上	1.70%と予定利率との差
養老保険及び個人年金保険(予定利率1.65%)	0.05%
養老保険及び個人年金保険(1.15%以下)	0.00%

(注1) 予定利率1.65%以下の学資保険及び収入保障特約<逓減型>の配当率は0.00%

[一時払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.00%以下	0.00%
予定利率1.00%超 2.00%未満	1.40%と予定利率との差
予定利率2.00%以上 (注2)	1.60%と予定利率との差

(注2) 予定利率2.90%の一時払契約の配当率は△1.20%

表2 死差益配当率<例示>

特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

新設の「毎年の健康特別配当金」への組み替えを実施したため、本配当率を0と設定。

表3 災害及び疾病関係配当率<例示>

医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	168円	189円	258円	451円	946円	1,842円
女	192円	308円	252円	332円	610円	1,246円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	130円	146円	200円	349円	732円	1,426円
女	148円	238円	195円	257円	472円	965円

上記は災害部分及び疾病部分の配当率の合計。

表4 費差益配当率

(保険金100万円につき)

保険種類	配当率
平成21年4月2日以降の契約 特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険（告知不要型）	0円

医療保険及び終身医療保険については入院日額1,000円に対する率。

表5 毎年の健康特別配当率&lt;例示&gt;

契約日が平成30年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	220円	170円	300円	920円	1,940円	7,000円
女	50円	120円	100円	210円	370円	2,050円

表6 5年ごと健康特別配当率&lt;例示&gt;

契約日が平成19年4月2日以降の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

## (1) 更新前の契約

[経過年数10年以下]

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	76.95円	77.90円	141.55円	355.30円	806.55円	2,141.30円
女	27.55円	46.55円	91.20円	206.15円	361.95円	889.20円

## (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[経過年数10年超]

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	49.50円	36.00円	67.50円	166.05円	449.55円	1,102.05円
女	13.95円	19.80円	45.00円	101.25円	204.75円	524.70円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

表7 5年ごと医療特別配当率<例示>

契約日が平成19年4月2日以降の新医療保険（120日型）及び  
終身医療保険（120日型）の場合

(入院日額1,000円につき)

性別	疾病部分の配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	45.23円	61.05円	94.20円	173.33円	363.45円	713.33円
女	64.80円	121.35円	90.00円	132.83円	237.68円	458.70円

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は40.28円、  
女性は27.60円。

表8 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の終身保険、医療保険、  
新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	480円	110円	290円	820円	3,290円	8,590円
女	50円	70円	100円	240円	910円	4,220円

標準生命表2018と標準生命表1996の予定死亡率の差のうち、「5年ごと健康特別配  
当率」を上回る部分を配当率として設定。

契約日が平成19年4月2日以降 平成30年4月1日以前の終身保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	140円	90円	150円	560円	1,130円	4,850円
女	20円	70円	0円	0円	0円	1,160円

標準生命表2018と標準生命表2007の予定死亡率の差のうち、「5年ごと健康特別配当率」を上回る部分を配当率として設定。

表9 5年ごと高額加算特別配当率 (保険金100万円につき)

契約日	配当率
平成11年4月1日以前	100円
平成11年4月2日以降	0円

表10 利差益配当率

対象契約	配当率
予定利率1.50%未満 (注1)	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満 (注2)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.70%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.50%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.40%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) (注3)	1.55%と予定利率との差
貯蓄保険	0.00%
一時払退職後終身保険及び年金支払特約	
予定利率1.50%未満	0.00%
予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) (注4)	1.40%と予定利率との差
養老保険 (注5)	(保険期間10年未満の場合)
(予定利率2.25%以下の一時払契約)	0.70%と予定利率との差
個人年金保険	(保険期間10年以上の場合)
(予定利率2.00%未満の一時払契約)	1.10%と予定利率との差

(注1) 予定利率1.00%以下の年金支払移行特約の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.50%の年金支払移行特約の配当率は0.35%

(注3) 災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) のうち平成27年4月1日以降の契約 (予定利率1.15%及び1.35%) 及び平成29年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%) の配当率は0.00%

(注4) 災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) のうち平成24年4月2日以降の契約 (予定利率0.90%及び1.20%) の配当率は0.00%

(注5) 養老保険 (予定利率2.25%以下の一時払契約) のうち平成24年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%及び0.95%) の配当率は0.00%

表11 死差益配当率<例示>

契約日が平成19年4月2日以降の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目未満] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	240円	190円	310円	850円	1,840円	6,810円
女	60円	130円	110円	210円	370円	1,930円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が平成8年4月2日以降 平成19年4月1日以前の転換契約を除く  
終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の  
場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	500円	160円	380円	940円	3,320円	8,660円
女	80円	90円	170円	360円	1,060円	3,780円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	300円	120円	90円	0円	1,170円	3,130円
女	30円	40円	100円	260円	900円	2,880円

表12 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率
災害関係特約	50~1,650円
災害入院特約	10~330円
疾病入院特約	30~530円
成人病特約 (昭和62年4月2日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。



表13 費差益配当率<例示> (保険金100万円につき)

保険種類		配当率
平成11年4月2日以降の契約	養老保険、終身保険	250円
	個人年金保険	125円
	定期保険、定期保険特約	100円

表14 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合  
(保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率
4回目から9回目	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
10回目以上	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表15 満期契約に対する長期継続特別配当率

契約年度	配当率
平成20年度	10%
平成19年度	15%
平成18年度	20%
平成17年度	25%
平成16年度	30%
平成15年度	35%
平成14年度	45%
平成13年度	55%
平成12年度	65%
平成11年度	75%
平成10年度	85%
平成 9年度	95%
平成 8年度	105%

上記の契約年度以外の配当率は0%

次の保険種類の年換算保険料に配当率を乗じる。

定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、逡減定期保険特約、教育資金保障特約

表16 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

保険種類		配当率
団体保険	団体定期保険	6%～97%
	総合福祉団体定期保険	14.0%～98.7%
	団体信用生命保険	10%～97%
	団体信用生命保険 3大疾病保障特約	7%～85%
	団体信用生命保険がん保障特約	7%～85%
	団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約	10%～97%
	団体信用生命保険身体障害保障特約	10%～97%
	団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	7%～85%
	消費者信用団体生命保険	10%～97%
	団体信用就業不能保障保険	16%～52%
	団体終身保険	25%～95%
心身障害者扶養者生命保険	95%	
団体年金保険	遺族年金特約	50%～95%
	団体生存保険 新団体生存保険	95%
その他の保険	医療保障保険（団体型）	25%～70%
	新団体医療保険	25%～70%
	団体就業不能保障保険	10%～30%

表17 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

保険種類		配当率
団体保険	予定利率1.50%未満	0.00%
	予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差
	予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
	予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
	予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
団体年金保険	確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14）	1.90%と予定利率との差
	新企業年金保険 企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険 団体生存保険 新団体生存保険	1.20%と予定利率との差
	拠出型企業年金保険（H14）	1.50%と予定利率との差
	財形保険 財形年金保険	1.50%と予定利率との差
	勤労者財産形成貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 勤労者財産形成給付金保険 財形年金保険 財形年金積立保険	

第3号議案

総代候補者選考委員11名選任の件

現在就任中の第21期総代は、2020年9月7日をもって任期満了となります。  
次期総代候補者の選考にあたり、定款第22条により総代候補者選考委員11名の選任をお願いするものであります。

当社の総代候補者選考委員の選考基準は、総代候補者選考委員たるにふさわしい人格と識見を有すること、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をもつこと、公平・公正な観点から選考を行えること、総代候補者選考委員会に出席可能なこと、当社の総代または役員もしくは従業員ではないことであり、当該選考基準にもとづく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりであります。

<選考委員候補者>

(敬称略・五十音順)

氏名 (生年月日)	主たる職業 及び 候補者とした理由	区分
おの てる や 大野 徹也 (昭和50年9月8日)	弁護士	重任
	生命保険会社の社内弁護士を務められていた経歴を有し、また第21期総代候補者選考委員をお務めいただいたことから、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
おか のぶ ひろ 岡 伸浩 (昭和38年4月5日)	弁護士	新任
	弁護士、大学教授として、コーポレートガバナンスをはじめ会社法を中心とする企業関連法を主な取扱分野とされており、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
おの であ ち せ 小野 寺 千世 (昭和41年1月2日)	日本大学 教授	重任
	法学部教授であり、商法・保険法・保険業法を研究分野とされ、また第21期総代候補者選考委員をお務めいただいております、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
かわ むら あきら 川村 融 (昭和28年10月12日)	マルハニチロ株式会社 常任監査役	重任
	常任監査役として経営者から独立した立場で職務を担われており、公平・公正な観点から選考を行えるとともに、第21期総代候補者選考委員をお務めいただいております、当社及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちの方であること。	
たか はし ひろし 高橋 洋 (昭和29年9月3日)	株式会社日本経済研究所 代表取締役社長	新任
	日本政策投資銀行取締役常務執行役員やソラシドエア代表取締役社長等を務められた経歴を有しており、幅広い経験や金融に関する高度な識見をお持ちの方であること。	
つち や まさ ゆき 土屋 雅之 (昭和26年8月26日)	税理士	新任
	国税庁に勤務されていた経歴を有しており、また現在は東京税理士協同組合の理事を務められるなど、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	

氏名 (生年月日)	主たる職業 及び 候補者とした理由	区分
とよ おか きよ ゆき 豊岡清行 (昭和26年9月8日)	税理士	新任
	東京国税不服審判所の審判官として勤務されていた経歴を有しており、またその後も税務署長を務められるなど、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
のむら りゅう すけ 野村龍介 (昭和30年11月14日)	株式会社東京ドーム 代表取締役副社長	重任
	福利厚生関係業務の担当役員を経験されており、また第21期総代候補者選考委員会をお務めいただいたことから、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちの方であること。	
ひ おき はじめ 日沖肇 (昭和34年2月8日)	信金中央金庫 副理事長	新任
	非営利・相互扶助を基本理念とし、相互会社である当社と親和性のある信金中央金庫の副理事長であり、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちの方であること。	
むとう さぶ ろう 武藤三郎 (昭和29年1月15日)	昭和電工株式会社 常勤監査役	新任
	取締役常務執行役員最高財務責任者を務められていた経歴を有しており、経営面においても高度な識見をお持ちであるとともに、常勤監査役という立場で公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
むら かみ よし あき 村上賢昭 (昭和36年6月13日)	三幸株式会社 代表取締役社長	重任
	2004年から8年間当社総代をお務めいただいたこと、また第21期総代候補者選考委員会もお務めいただいたことから、当社及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちの方であること。	

(注) 主たる職業は2018年5月1日現在のものです。

## 第4号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役（11名）は全員が任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">あき やま とも ちか 秋 山 智 史 (昭和10年 8月13日)</p>	<p>昭和34年 4月 当社入社 昭和57年 5月 財務部長 昭和59年 7月 取締役 平成元年 3月 常務取締役 平成10年 7月 代表取締役社長 平成21年 4月 代表取締役社長社長執行役員 平成22年 7月 取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職) 株式会社東京ドーム 取締役 富士急行株式会社 取締役 日清紡ホールディングス株式会社 取締役 昭和電工株式会社 取締役</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 秋山智史氏は、昭和59年に取締役、平成10年に代表取締役社長、平成22年からは取締役会長に就任し、現在、当社の取締役会の議長を務めております。 同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">よね やま よし てる 米 山 好 映 (昭和25年 6月23日)</p>	<p>昭和49年 4月 当社入社 平成10年 4月 総合企画室長 平成14年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 平成17年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 平成22年 7月 代表取締役社長社長執行役員 平成23年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱 現在に至る</p> <p>(当社における担当) 人材開発本部</p> <p>(重要な兼職) 日本信号株式会社 取締役</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 米山好映氏は、平成14年に取締役に就任し、平成22年からは代表取締役社長として、当社の経営方針である「お客さま基点での人材育成」、「営業職員体制の強化」、「お客さま純増の実現」、「業務運営の効率化」に取り組んでおります。 同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">ふるや かつ まさ 古 屋 勝 正 (昭和25年 1月28日)</p>	<p>昭和48年 4月 当社入社  平成10年 4月 営業本部部長  平成10年 7月 業務部部長  平成13年 7月 近畿ブロック長兼大阪北支社長  平成14年 7月 取締役 近畿ブロック長兼大阪北支社長委嘱  平成15年 1月 取締役 業務部長委嘱  平成16年 10月 取締役 総合営業推進部長委嘱  平成17年 7月 常務取締役  平成21年 4月 取締役常務執行役員  平成22年 7月 取締役副社長執行役員  平成28年 4月 取締役副社長執行役員 中期経営計画担当委嘱  現在に至る  (当社における担当)  市場開発部、総合営業推進部</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  古屋勝正氏は、これまで支社長、個人営業部門、法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。  また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。  同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">ふじ かわら とし ひで 藤 原 利 秀 (昭和27年 1月 6日)</p>	<p>昭和50年 4月 当社入社  平成12年 4月 法人営業部部長  平成13年 4月 年金業務部長  平成17年 4月 法人業務部長  平成17年 7月 取締役 法人業務部長委嘱  平成21年 4月 取締役執行役員 法人業務部長委嘱  平成21年 7月 執行役員 主計部長委嘱  平成22年 7月 取締役執行役員 主計部長委嘱  平成23年 4月 取締役執行役員  平成26年 4月 取締役常務執行役員  平成29年 4月 取締役専務執行役員  現在に至る  (当社における担当)  営業企画部、業務部、営業管理部、年金コンサルティング部</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  藤原利秀氏は、これまで年金業務部門、法人業務部門、主計部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。  また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。  同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
さくら い ゆう き <b>櫻井 祐記</b> (昭和27年 9月11日)	昭和51年 4月 当社入社 平成13年 4月 有価証券部部長 平成15年 4月 財務企画部長 平成19年 7月 取締役 財務企画部長委嘱 平成21年 4月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 平成21年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成26年 4月 当社常務執行役員 平成26年 7月 取締役常務執行役員 平成28年 4月 取締役常務執行役員 中期経営計画副担当委嘱 現在に至る (当社における担当) 総合企画室、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、 財務審査室、有価証券管理室 (重要な兼職) 株式会社オリエントコーポレーション 監査役
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 櫻井祐記氏は、これまで財務企画部門の長、富国生命投資顧問株式会社の代表取締役社長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
はやし とし かつ <b>林 俊 勝</b> (昭和33年11月 5日)	昭和56年 4月 当社入社 平成16年 7月 融資部長 平成21年 4月 経理部長 平成24年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 平成24年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 平成26年 4月 取締役執行役員 平成28年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 秘書室、総務部、人事部、経理部、主計部、関連事業部
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p>いっ しょく さん ぞう 一 色 浩 三 (昭和21年 1月28日)</p>	<p>昭和44年 7月 日本開発銀行入行 平成13年 6月 日本政策投資銀行 理事 平成17年 5月 株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメント 取締役会長 平成21年 6月 いすゞ自動車株式会社 監査役 平成27年 6月 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役 現在に至る 平成19年 7月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職) 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 一色浩三氏は社外取締役候補者です。 同氏は、株式会社日本政策投資銀行の理事、株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメントの取締役会長、いすゞ自動車株式会社の社外監査役などを歴任し、現在は株式会社メディカルシステムネットワークの社外取締役に就任されており、平成19年に当社の社外取締役に就任以降、企業経営及び金融業に関する豊富な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	
<p>よし むら ひろ と 吉 村 博 人 (昭和23年11月 6日)</p>	<p>昭和46年 7月 警察庁入庁 平成 3年 1月 大阪府警察本部刑事部長 平成 7年 2月 鹿児島県警察本部長 平成 9年 1月 警視庁刑事部長 平成13年 9月 警察庁刑事局長 平成14年 8月 警察庁長官官房長 平成16年 8月 警察庁次長 平成19年 8月 警察庁長官 平成21年 6月 警察庁長官退任 平成22年 12月 警察共済組合 理事長 平成28年 11月 警察共済組合 理事長退任 平成29年 2月 セコム株式会社 上席顧問 現在に至る 平成29年 6月 株式会社LIXILグループ 取締役 現在に至る 平成29年 7月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職) 株式会社LIXILグループ 取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 吉村博人氏は社外取締役候補者です。 同氏は、長年にわたる警察行政機関での経歴の中で、警察庁長官をはじめ要職を歴任し、現在は株式会社LIXILグループの社外取締役に就任されており、平成29年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	



氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
きたむらやすゆき <b>北村康幸</b> (昭和33年 4月16日)	昭和56年 4月 当社入社 平成17年 1月 営業企画部長 平成19年 4月 総合企画室長 (部長待遇) 平成22年 4月 東京支社長 平成24年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱 平成28年 4月 執行役員 平成28年 7月 取締役執行役員 現在に至る (当社における担当) 監査部、支払監査室
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。            また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。            同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
わたべたけひこ <b>渡部毅彦</b> (昭和37年 4月29日)	昭和61年 4月 当社入社 平成21年 6月 財務企画部長 平成28年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 平成28年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 有価証券部、財務投資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            渡部毅彦氏は、これまで財務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。            また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。            同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
くろたけいいち <b>黒田啓一</b> (昭和34年 3月 3日)	昭和57年 4月 当社入社 平成16年 1月 徳島支社長 平成18年 1月 人事部長 平成23年 4月 契約管理部長 平成24年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 平成26年 4月 事務企画部長 平成29年 4月 執行役員 事務企画部長委嘱 平成30年 4月 執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、事務企画部
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            黒田啓一氏は、これまで支社長、人事部門、契約管理部門、事務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。            同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
3. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

〔取締役選任基準〕

以下の①～⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
  - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。
  - ・法務、税務、会計、IT、企業経営など優れた専門知識を持つこと。
  - ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。
  - ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。
- ⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。
- ⑥取締役の相互牽制を行えること。

4. 社外取締役の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める独立性基準を踏まえて行っております。

〔独立性基準〕

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
  - B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
  - C. 当社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
  - D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者
- ※主要な取引先とは以下の状況をいう。
- ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
  - ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
  - ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。

5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総代会終結の時まで）
- (1) 取締役候補者一色 浩三氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって11年間であります。
  - (2) 取締役候補者吉村 博人氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって1年間であります。
6. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者一色 浩三及び吉村 博人の両氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、平成30年5月1日現在のものです。